

令和5年3月17日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市廃棄物処理運営審議会
会長 松本 明

第4次高知市一般廃棄物処理基本計画について（提言書）

本審議会では、令和4年度第1回から第4回の審議会において、第4次高知市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた、調査審議を行いました。それらの意見を踏まえて整理された「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画（案）」は、適切なものと考えます。

また、この間の審議を踏まえ、特に留意すべき事項について、別添のとおり提言します。

提言書

高知市では、2013（平成 25）年3月に、2022（令和4）年度までを計画期間とする「第3次高知市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、市民・事業者・行政の協働により取組を進めてきました。

この間、人口の減少とともに、ごみの総量は減少傾向で推移していますが、前計画で掲げたごみの排出抑制目標や、リサイクル目標の達成は困難な見込みとなっており、これまでの取組の見直しや強化を図る必要があります。また、人口減少や高齢化の進行等により、自らごみ出しを行うことが困難な方の増加が予想され、ごみ収集サービスの在り方についても、検討する必要があります。

さらに、近年、地球温暖化対策や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減など、地球規模での環境問題に対する取組への機運が高まっており、2015（平成 27）年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、2030（令和 12）年までの持続可能な開発目標（SDGs）として、17のゴールと169のターゲットが提示されました。

循環型社会の形成を推進し、高知市が将来に渡って持続可能な発展を図る上でも、積極的にSDGs達成に向けた取組を進めていく必要があります。

こうした高知市を取り巻く環境の変化を踏まえ、本審議会では、高知市の今後10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示す「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」について、慎重に審議を重ねてきました。

現在の高知市のごみ処理の実績について、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年9月）で示されている標準的な評価項目を用いて評価・分析し、本計画期間中の主要課題と取組の方向性を、3つの視点で整理しました。

循環型社会形成の視点では、ごみ排出量の減量と資源回収率の向上が主要課題であり、今後の取組の方向性として、家庭系ごみについては、リデュースの取組が浸透していない事項を中心に普及啓発の強化を図ること、紙類・布類などの適切な分別に対する啓発の強化を図ることを提言します。

また、事業系ごみについては、小規模事業所を中心に排出・搬入指導の強化を図ること、先行事例の横展開など、情報提供の充実による減量や資源化の取組を促進することを提言します。

ごみの排出量は、各自治体の収集方法や分別区分、啓発活動等の様々な取組が影響するため、排出量の少ない自治体の取組を参考にするとともに、家庭系ごみの指定袋や有料化の導入により期待できる効果の研究などに取り組みられることを提言します。

地球温暖化防止の視点では、高知市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減が主要課題であり、今後の取組の方向性として、製品プラスチックのリサイクルなど効率的な再資源化処理体制の構築に積極的に取り組まれること、また市民に対し、環境に配慮した製品の選択や、不要なプラスチック製品の削減の普及啓発に取り組まれることを提言します。

公共サービスの視点では、市民満足度・市民サービスの向上が主要課題であり、今後の取組の方向性として、ふれあい収集の品目拡充や、粗大ごみの戸別収集導入による排出者の利便性向上とステーション管理の負担軽減に取り組まれることを提言します。

また、将来に渡って安定したごみ処理を維持するため、各施設の適切な維持管理や整備に努めるとともに、ごみ処理コストの低減に取り組まれることを提言します。

持続可能な循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性を共有し、自らの役割を果たし、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進することが重要となるため、高知市には、市民・事業者が循環型社会の形成に向けた取組に参画できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と協働の促進に取り組まれることを提言するとともに、計画の決定及び推進に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に生かし、実効性の確保に努められるよう要望します。